

# 令和6年度 母子保健対策関係予算案の概要

第3回こども家庭審議会成育医療等分科会

令和6年3月14日

資料2

(令和5年度予算)  
17,685百万円

→ (令和6年度予算案)  
17,581百万円

(令和5年度補正予算)  
+ 3,543百万円

すべてのこどもが健やかに育つ社会の実現を目指し、成育基本法や、母子保健にかかる様々な取組を推進する国民運動である「健やか親子21」等を基盤とし、地域における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援等を推進する。

## 1 成育基本法等を踏まえた母子保健医療対策の推進

12,523百万円 → 12,610百万円

～地域における切れ目のない妊娠・出産支援等の推進～

### (1) 産後ケア事業の実施体制の強化【拡充】

- 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業について、ユニバーサル化を進める中で支援の必要性の高い利用者に対しても適切なケアを行うことができるよう、当該利用者を受け入れた施設への加算の創設を行う（併せて補助上限額の6か所上限を撤廃する）。

### (2) 基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援【新規】

- 基礎疾患を抱える妊産婦や妊娠を希望する女性等に対する薬に関する相談について、性と健康の相談センターが都道府県内の妊娠と薬情報センターの拠点病院に相談業務を委託し、その拠点病院に相談した際の費用の補助を行う。

### (3) 妊婦に対する遠方の分娩取扱施設を利用する際の交通費等支援【新規】

- 地方の周産期医療体制の不足を補完し、妊産婦本人の居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を全国で実現するため、遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、当該分娩取扱施設までの移動にかかる交通費および宿泊費の助成を行うことにより、妊婦の経済的負担の軽減を図る。

### (4) 妊婦訪問支援事業【新規】（※令和5年度まで安心こども基金により実施していた事業を引き続き実施するもの）

- 妊婦健診未受診の妊婦など、継続的に状況を把握することが必要な妊婦の家庭を訪問し、妊婦の状況を把握するとともに、妊婦の状況に応じて必要な支援につなげる。

### (5) 成育医療等の提供に関するデータ分析・支援等推進事業【新規】

- 成育医療等の施策に関する知見の収集及び分析、施策のPDCAサイクルに関する提言、自治体・医療機関等における取組を推進するための支援、情報発信の推進等を効果的に実施するため、厚生労働省が実施する女性の健康に関するナショナルセンターの一環として、成育医療等に関する科学的・専門的な知見を有する国立成育医療研究センターにおける成育医療等の提供に関するデータ分析・支援等を推進する。

## (6) 死産・流産等を経験された方や不妊症・不育症に対する相談支援等

- ・ 医療機関や、相談支援等を行う地方自治体、当事者団体等の関係者等で構成される協議会等の開催、当事者団体等によるピア・サポート活動等への支援等を実施する。
- ・ 先進医療として実施される不育症検査に要する費用への助成や、自治体を実施する不育症検査に係る広報啓発費用の補助を行う。

## (7) 母子保健対策の強化

- ・ 両親学級のオンライン実施やSNSを活用したオンライン相談、母子保健に関する記録の電子化及び各種健診に必要な備品（屈折検査機器等）の整備など、地域の実情に応じた母子保健対策の強化を図るための事業を実施する。
- ・ 都道府県による成育医療等に関する協議会の設置などの広域支援の推進等を実施する。

## (8) こどもの心の診療ネットワーク事業

- ・ 様々なこどもの心の問題に対応するため、都道府県等における拠点病院を中核とし、医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、災害時のこどもの心の支援体制づくりを実施する。

## (9) 産婦健康診査事業

- ・ 退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を実施する。

## (10) 多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業

- ・ 多胎児を妊娠した妊婦は、単胎妊娠の場合よりも頻回の妊婦健康診査受診が推奨され、受診に伴う経済的負担が大きくなることから、通常14回程度の妊婦健康診査よりも追加で受診する健康診査に係る費用を補助することで、多胎妊婦の負担軽減を図る。

## (11) 新生児聴覚検査の体制整備事業

- ・ 聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査の実施に係る関係機関による協議会の設置、研修会の実施や普及啓発等のほか、新生児聴覚検査結果の情報集約や医療機関・市町村への情報共有・指導等、難聴と診断された子を持つ親等への相談支援、産科医療機関等の検査の実施状況の把握や精度管理の実施を支援することにより、都道府県における新生児聴覚検査の推進体制を整備する。

## (12) 被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業

- ・ 被災した妊産婦及び乳幼児等の心身の健康等に関する相談支援体制を確保するため、被災県及び被災県内市町村に対して補助を行う。

### (13) 予防のためのこどもの死亡検証体制整備等

- ・ 予防のためのこどもの死亡検証（Child Death Review）について、体制整備に向け、都道府県等における実施体制を検討するためのモデル事業として、関係機関による連絡調整、こどもの死因究明にかかるデータ収集及び整理、有識者や多機関による検証並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うための費用の支援を実施する。
- ・ こどもの死亡に関する情報について、一覧性があり、検索がしやすいポータルサイトを整備し、予防可能なこどもの死亡事故の予防策等について普及・啓発を行う。

### (14) プレコンセプションケアを含む性や妊娠に関する正しい知識の普及や性と健康の相談支援

- ・ 不妊に悩む夫婦、将来子を持ちたいカップル、身体的・精神的な悩みを有する女性等への相談指導や、不妊治療、妊娠・出産、女性の健康に関する医学的・科学的知見の普及啓発等を実施する。

### (15) 低所得の妊婦に対する初回産科受診料の支援

- ・ 低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、要件を満たす妊婦の初回の産科受診料を助成する。

### (16) 不妊症・不育症に関する支援

- ・ 不妊治療や流産の経験者を対象としたピアサポーターの育成研修や、医療従事者に対する研修を実施する。
- ・ 不妊症・不育症に対する社会の理解を深めることや、治療を受けやすい環境整備に係る社会機運の醸成を図るため、普及啓発事業を実施する。

### (17) 出生前検査認証制度等啓発事業

- ・ 出生前検査に関する相談支援を担う地方自治体の取組を推進するとともに、妊婦等に対する正しい情報の提供及び認証制度等の啓発を行う。

【令和5年度補正予算】

- **「1か月児」及び「5歳児」健康診査支援事業** 15億円
  - ・ 「1か月児」及び「5歳児」に対する健康診査の費用を助成することにより、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備する。
- **新生児マススクリーニング検査に関する実証事業** 10億円
  - ・ 都道府県・指定都市においてモデル的に2疾患（SCID、SMA）を対象とするマススクリーニング検査を実施し、国の調査研究と連携・協力を行うことで、「新生児マススクリーニング検査」の対象疾患拡充に向けた検討に資するデータを収集し、その結果を踏まえ、全国展開を目指す。
- **妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業** 1.4億円
  - ・ 都道府県において、妊産婦のメンタルヘルスの診療に係る精神科医療機関等に、コーディネータを配置し、各精神科医療機関や市町村等の関係機関と連携したネットワーク体制の構築を図る。
- **母子保健デジタル化実証事業** 8億円
  - ・ マイナンバーカードを活用した母子保健のデジタル化に向け、2023年度中に構築する母子保健情報等の情報連携基盤（Public Medical Hub）の機能追加・拡充を目指し、住民、医療機関、地方公共団体間の母子保健情報の早期共有や業務効率化を進める。
- **公費負担医療（未熟児養育医療等）オンライン資格確認実証事業** 1.1億円
  - ・ 公費負担医療（未熟児養育医療等）について、デジタル庁に置かれている情報連携基盤（Public Medical Hub）と連携するためのシステム要件定義等を行う実証研究を実施する。
- **産後ケア事業を実施する施設の整備** 次世代育成支援対策施設整備交付金 62億円の内数
  - ・ 産後ケア事業を実施する施設の整備費について、補助率1／2相当額を2／3相当額に引き上げ、各市町村の取組を推進する。

# 妊産婦のメンタルヘルス対策の推進

①産後ケア事業

②妊産婦のメンタルヘルスに関するネット  
ワーク構築事業

こどもまんなか  
**こども家庭庁 自治体における妊産婦のメンタルヘルス対策の現状と課題**

- 令和3年度時点で、「精神科医療機関を含めた地域関係機関と連絡会等を定期的に実施している」と回答した市町村は7.2%にとどまっている。また、「産後1か月までのエジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）が9点以上」の褥婦の割合は9.7%となっている（下表参照）。
- 令和4年度に実施した産後ケアに係る調査研究事業によると、市町村の事業実施における課題として、43.6%の市町村が「精神疾患の場合への対応」を挙げている。

項目		市区町村数	%
EPDS等の実施状況	全ての褥婦を原則対象として実施	1,425	81.8%
	一部の褥婦を対象として実施	164	9.4%
	EPDS以外の連絡票や他の調査方法等を実施して把握	85	4.9%
	何も実施していない	67	3.8%

項目		市区町村数	%
産後1か月でEPDS9点以上を示した人等へのフォロー体制	母子保健担当部署内で対象者の情報を共有し、今後の対応を検討している	1,606	92.2%
	2週間以内に電話にて状況を確認している	1,086	62.4%
	1か月以内に家庭訪問をしている	1,227	70.5%
	精神科医療機関を含めた地域関係機関と連絡会やカンファレンスを定期的に実施している	125	7.2%
	体制はない	35	2.0%

項目	市区町村数	%
EPDS実施人数及びEPDSが9点以上の褥婦の人数を把握している	1,275	73.2%

エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）9点以上の場合、産後うつのハイリスクとされており、産後1か月時点での割合は、**9.7%**となっている。

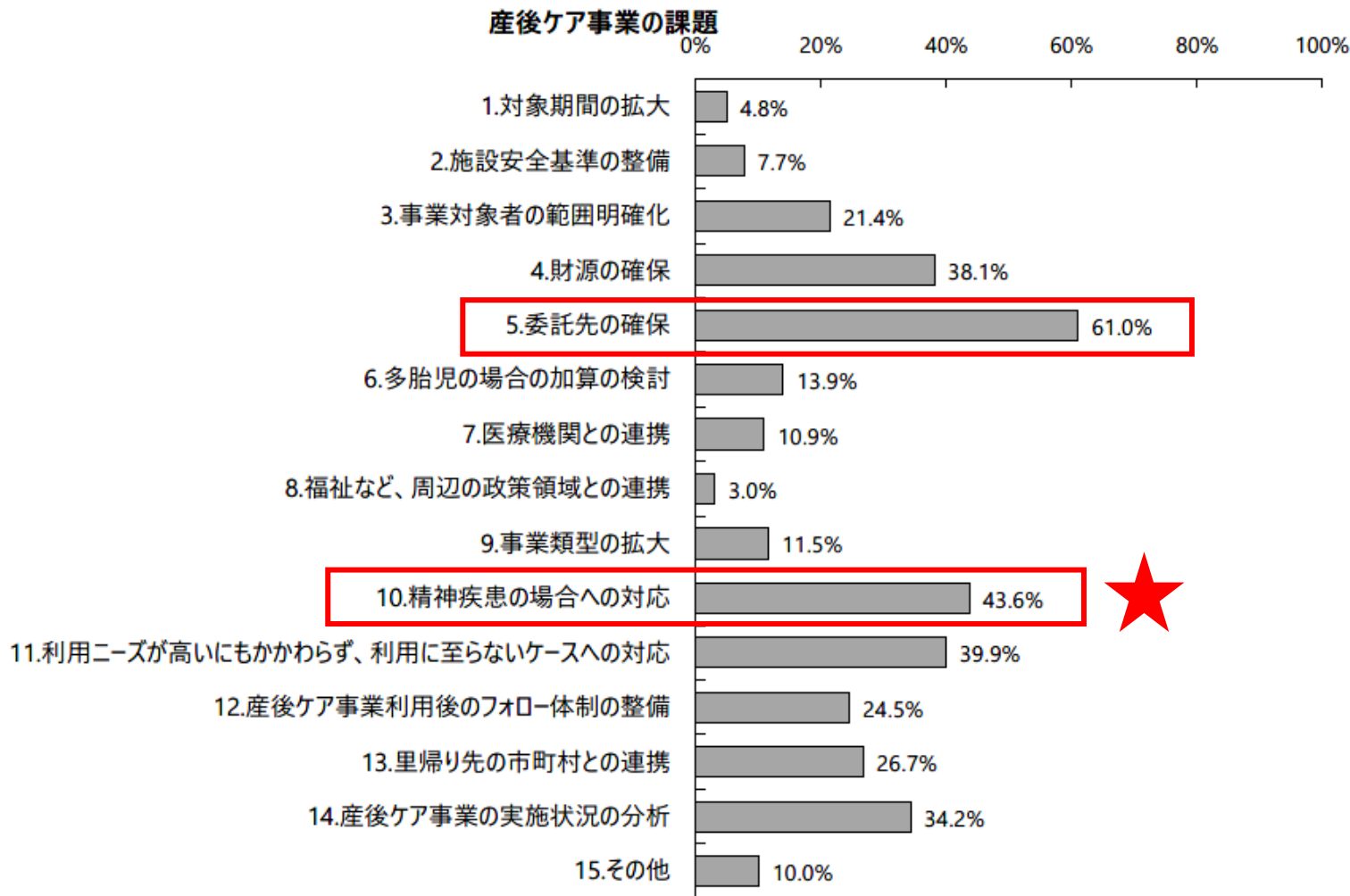
項目	人数
産後1か月までにEPDSを実施した褥婦の人数合計	427,991
項目	人数
産後1か月までのEPDSが9点以上の褥婦の人数合計	41,510



## 産後ケア事業（事業実施における課題）

委託先確保を課題とする市町村は61%に上る。また、43.6%の市町村が精神疾患がある場合の対応を課題として挙げている。

産後ケア事業を実施するなかで、課題だと感じていることはありますか。（当てはまるものすべてに○）



# 妊産婦のメンタルヘルス対策の推進

## ①産後ケア事業

## ②妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業



# 産後ケア事業（妊娠・出産包括支援事業の一部） **【拡充】**

令和6年度予算案：60.5億円（57.2億円）

【平成26年度創設】

## 目的

○ 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業の全国展開を図る。こども家庭センターにおける困難事例などに対する受け皿としても活用する。

※ 従来予算事業として実施されてきた「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）により、市町村の努力義務として規定された（令和3年4月1日施行）

## 内容

### ◆ 対象者

産後ケアを必要とする者

### ◆ 内容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。（利用期間は原則7日以内）

### ◆ 実施方法・実施場所等

- (1) 「宿泊型」 …… 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施
- (2) 「デイサービス型」 …… 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
- (3) 「アウトリーチ型」 …… 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

### ◆ 実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置

令和6年度予算案では、**支援の必要性の高い利用者（産後うつのリスクの高い産婦など）**を受け入れた施設において、利用者への適切な支援（①利用者へのアセスメント、②アセスメント結果を踏まえたケア、③市町村との情報共有や、必要な支援を実施するための連携など）を実施できるよう、当該施設に対する**加算を創設**することとしている。

## 実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：市町村
- ◆ 補助率：国1/2、市町村1/2
- ◆ 補助単価案

(1) デイサービス・アウトリーチ型	1施設あたり月額	1,700円
(2) 宿泊型	1施設あたり月額	2,500円
(3) ①住民税非課税世帯に対する利用料減免（R4～）	1回あたり	5,000円
②上記①以外の世帯に対する利用料減免（R5～）	1回あたり	2,500円

(4) 24時間365日受入体制整備加算 1施設あたり年額 2,806,900円

**(5) 支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算【拡充】 1人あたり日額 7,000円**

※ (1)及び(2)の補助単価の6が所上限は撤廃する【運用改善】(R6～)

H26 H27 H28 H29 H30 R1 R2 R3 R4 (年度)

※ 令和4年度変更交付決定ベース

## 事業内容

### 1. 有識者会議の設置

関係団体及び自治体等の代表者等から構成される有識者会議を立ち上げ、産後ケア事業実施事業者の調査項目の検討・実態把握・分析を行い、2のアンケート調査、3のヒアリング調査等を踏まえ、**安全性・ケアの質の向上等を踏まえた、産後ケア事業のガイドラインの見直しを行う。**

※ケアの質の向上については、「令和5年度子ども家庭科学研究費 科学的根拠に基づく身体的・心理的な産後のケアの効果的な実施を推進するための研究」と連携。

### 2. 産後ケア事業実施事業所へのアンケート調査

【対象】事業実施市町村から委託を受けている産後ケア事業所（医療機関、助産所など）

### 3. ヒアリング調査(抽出調査)（上記調査結果を踏まえガイドラインの改定に資する観点から抽出。）

【対象】産後ケア事業実施事業所、自治体

## 調査項目

### 《事業所へのアンケート調査》

- ・実施施設、実施類型、実施実績（1日当たりの平均利用者数と稼働率、**EPDS9点以上の受入可否・実績**、市町村との情報連携、**アセスメントの実施**、生後4か月以降の乳児の受入）、実施体制（職員配置）、**実施内容（ケア内容等）**、安全に関する内容（マニュアルの内容、事故・ヒヤリハットの有無、再発防止策の検討）など

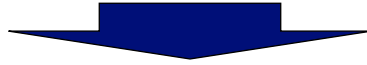
### 《事業所等へのヒアリング調査（抽出調査）》（上記調査結果を踏まえ、ガイドラインの改定に資する観点から抽出。）

- ・選定の観点：事業収支、**ケアプランの作成**、**母親同士のピアサポートの実施**、生後4か月以降の乳児を受け入れ、**EPDS9点以上の産婦の受け入れ**、**市町村との情報共有**、**メンタルヘルスに関するアセスメントの実施**、マニュアルの作成、再発防止策の検討の実施 など

令和5年度こども・子育て支援推進調査研究事業  
産後ケア事業の体制整備に関する調査研究事業

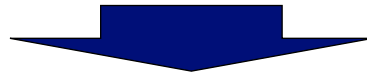
上記の調査研究では、以下の点について現状の把握及び検討を行うこととしている。

1. 産後ケア事業においてケアの質を担保するための方策
2. 産後ケア事業実施に際しての、安全面について
3. 産後ケア事業実施事業者における事業の実施体制、経営状況等について



上記1～3を把握するために、産後ケア事業実施事業者への調査項目を検討

- ①産後ケア事業実施事業者へのアンケート調査
- ②上記1～3をさらに深掘りして実態を把握するため、アンケート調査結果を踏まえ、事業者及び事業者の委託元である自治体へのヒアリングを実施。



調査結果①、②を踏まえ、現行の産後ケア事業ガイドライン（※）の改定案の検討、産後ケア事業の体制整備の充実に向けた分析及び報告書案の検討を行う。

ガイドラインの改定にあたっては、「1. 産後ケア事業においてケアの質を担保するための方策」、「2. 産後ケア事業実施に際しての、安全面」を中心に検討を行う予定。

※「産後ケア事業ガイドライン」（平成29年8月作成、令和2年8月改定）

# 産後ケア事業ガイドラインの改定について

## 産後ケア事業ガイドライン（現行の目次）

1. 事業の目的

2. 実施主体

3. 対象者

4. 対象時期

5. 実施担当者

6. 事業の種類

7. 実施の方法

(1) 管理者

(2) 短期入所(ショートステイ)型

(3) 通所（デイサービス）型

(4) 居宅訪問（アウトリーチ）型

8. 留意すべき点

9. 実施者に対する研修

10. 事業の周知方法

11. 事業の評価

**1 都道府県の役割を追記**

**2 ユニバーサルなサービスであることの明確化**

令和5年度の調査研究事業（※1）や、令和5年度子ども家庭科学研究（※2）における文献検索の内容も踏まえ、1 ケアの内容、2 安全に関する内容について検討。

**1 ケアの内容について記載を追加**

**2 安全に関する内容について記載を追加  
（章を新設）**

令和5年度の調査研究事業で作成した産後ケア事業ガイドラインの改定案を踏まえ、今後、国にて、ガイドラインの改定内容について検討、パブリックコメント等を経て、令和6年度中にガイドラインの改定を行う予定。

※1 令和5年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「産後ケア事業の体制整備に関する調査研究」（補助先：株式会社野村総合研究所）

※2 令和5年度子ども家庭科学研究費補助金「科学的根拠に基づく身体的・心理的な産後のケアの効果的な実施を推進するための研究」（研究代表者：上原 里程）

# 妊産婦のメンタルヘルス対策の推進

①産後ケア事業

②妊産婦のメンタルヘルスに関するネット  
ワーク構築事業

## 1 事業の目的

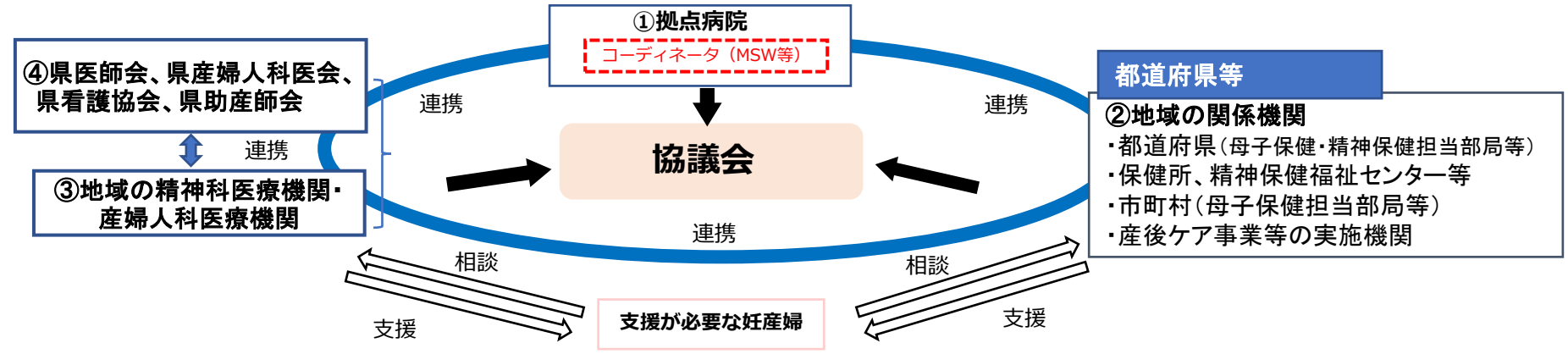
○ 妊産婦のメンタルヘルスに対応するため、都道府県の拠点病院を中核とし、地域の精神科医療機関等と、精神保健福祉センター、保健所、市町村（母子保健担当部局・こども家庭センターなど）、産婦健診・産後ケア事業等の母子保健事業の実施機関が連携するためのネットワーク体制の構築を図る。

## 2 事業の概要・スキーム

### ◆ 事業内容

都道府県において、妊産婦のメンタルヘルスの診療に係る中核的な精神科医療機関（拠点病院）等に、妊産婦等のメンタルヘルス支援に関するコーディネータを配置し、各精神科医療機関や産婦人科医療機関、地域の関係機関と連携したネットワーク体制の構築を図る（都道府県事業）。

- 1) 拠点病院(①)や都道府県、関係者・関係機関(②～④)による協議会を設置・開催し、情報の共有、地域における連携体制・役割分担の決定など、妊産婦のメンタルヘルスの課題に対応する体制の整備
- 2) 妊産婦の診療に対応可能な地域の精神科医療機関(③)リストの作成、支援が必要な妊産婦を把握した場合のフォロー体制図や情報連携様式等の作成
- 3) 支援が必要な妊産婦を地域の精神科医療機関(③)での適切な受診や必要な支援につなげるために、拠点病院等に配置されたコーディネータによる相談対応や、関係者による症例検討の実施
- 4) ③において妊産婦のメンタルヘルスに関する医学的判断、対応に迷う事例があった場合の、拠点病院(①)への医学的な相談や診療の依頼
- 5) 必要に応じ、拠点病院(①)から、地域の精神科医療機関等(③)や地域の関係機関(②)への専門家の派遣 ※産科医療機関等から精神科医療機関への派遣を含む
- 6) 妊産婦のメンタルヘルスに関する研修や普及啓発、情報提供等



## 3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：国1/2、都道府県1/2

## 4 補助単価案

◆ 補助単価案：月額 1,317,000円

# ネットワーク会議の事例 (主体：都道府県・政令指定都市)

## 宮城県妊産婦メンタルヘルス連絡会議

### ・ 目的：

妊産婦をめぐるメンタルヘルスの問題に対し、妊産婦が有するリスクを早期に把握し、切れ目のない支援が行えるよう関係機関が連携し、情報の共有や意見交換を行うこと。

### ・ 協議内容：

- (1) 医療機関や行政における情報の共有
- (2) 関係機関の連携の在り方やハイリスク妊産婦・育児困難者への対応

### ・ 開催頻度：年1回

### ・ 開催に至る経緯

宮城県産科医会が開催していた会議の事務局をH31年度に県と仙台市で引継ぎ、県と仙台市が持ち回りで開催。

### ・ 構成員

分野	所属等
医師会	宮城県医師会
	仙台市医師会
産科・産婦人科	宮城県産婦人科医会
	仙台産婦人科医会
	宮城県内の周産期医療センター
精神科	宮城県精神科病院協会
	宮城県精神神経科診療所協会
	東北大学病院
看護師・助産師	宮城県看護協会
	宮城県助産師会
行政	宮城県
	仙台市



# 宮城県内の妊産婦のメンタルヘルスケアに係る精神科・心療内科 機関へのアンケート調査結果・診療可能医療機関一覧 H30.5.31

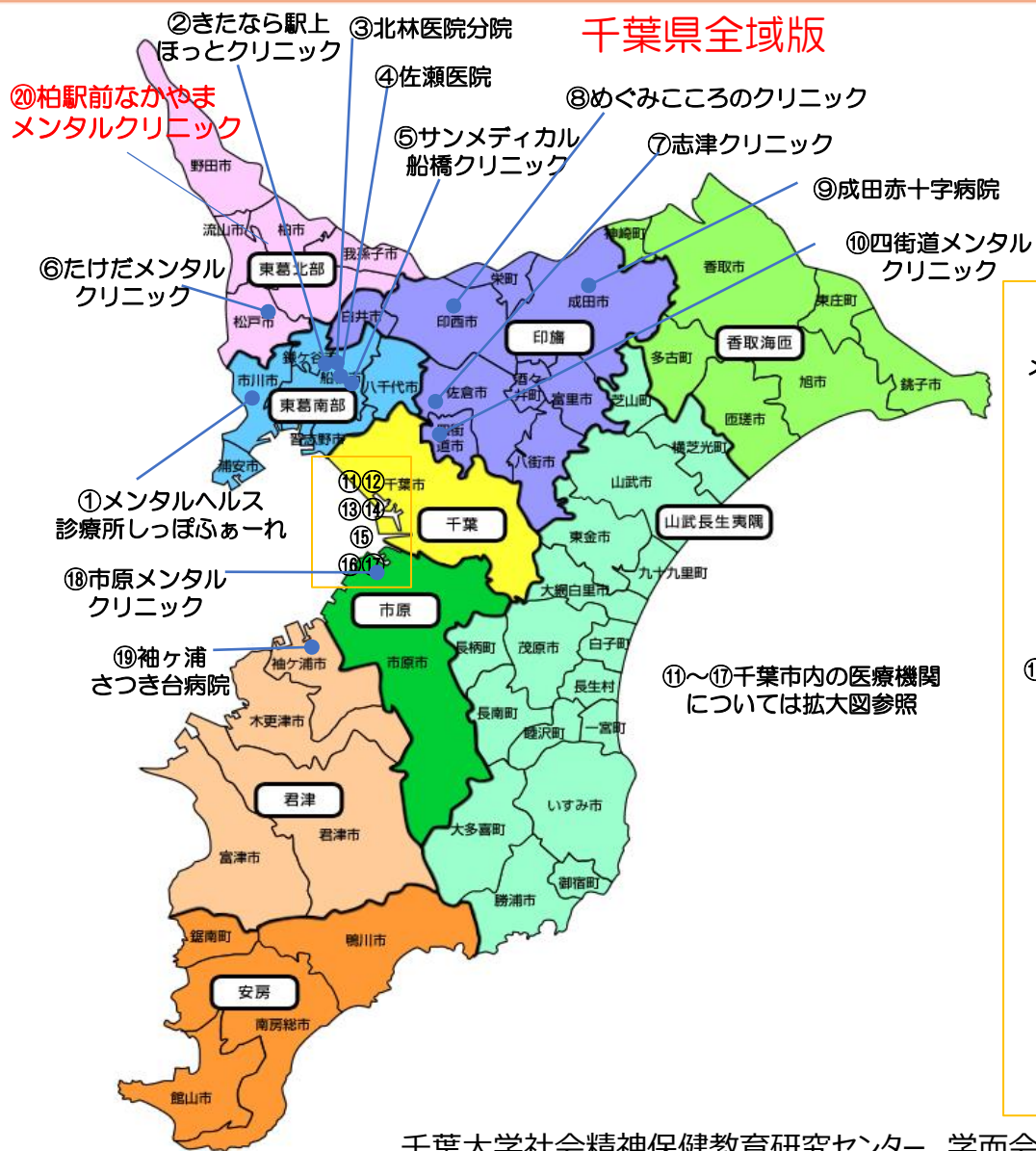
No	医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号	妊産婦診療 の受入れ	初診予約方法		精神保健福 祉士の配置	臨床心理士 の配置
1					可能	予約制	電話	無	無
2					可能	予約制	電話	有	有
3					可能	予約制	電話	有	有
4					可能	予約制	電話	無	無
5					可能	予約制ではない		有	無
6					可能	予約制ではない		有	有
7					可能	予約制	電話	無	有
8					H31.9I可能	予約制	電話	有	有
9					可能	予約制	地域医療連携 室を通じて	有	有
10					可能	予約制ではない		有	無
11					可能	予約制	電話	有	有
12					可能	予約制ではない		無	無
13					可能	予約制	電話 インターネット	無	無
14					可能	予約制	電話	無	無
15					可能	予約制	電話	無	無
16					可能	予約制	電話	無	無
17					可能	予約制		無	有
18					可能	予約制	電話	無	無
19					可能	予約制ではない		有	無
20					可能	予約制	電話	無	無
21					可能	予約制	電話	無	無

## ママのメンタルケア ネットワークちば

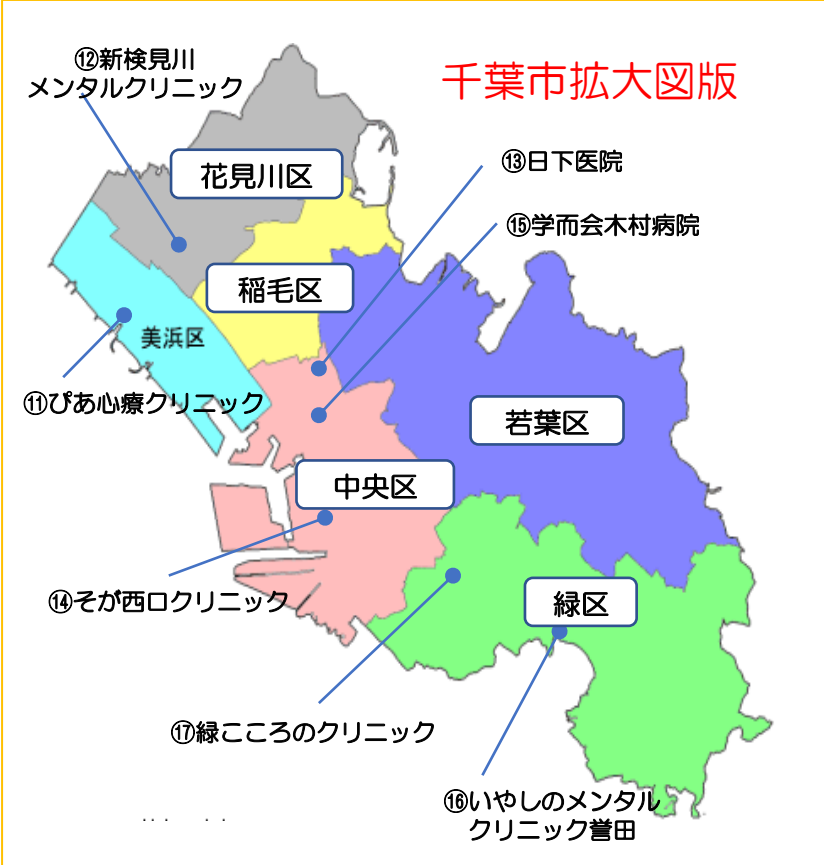
- ネットワークの目的
  - ①千葉県内（千葉市内を含む）で、産後にメンタルが不調の女性の受療に積極的に取り組む精神科医療機関のネットワークを構築
  - ②①の医療機関が掲載された医療保健連携マップをつくる
  - ③県や市町村自治体の所管課や地域保健窓口、産科医療機関、助産師会、医師会等で配布し、母子保健側支援者や当事者がマップをもとに、相談・連携・受療勧奨の円滑化を促す
- 作成の経緯・・・2018年10月から呼びかけ・準備  
同年12月時点で、県内24施設30名の精神科医、5施設6名の産婦人科医の参加  
2019年9月1日 連携マップ（精神科医療機関編）作成
- リスト化の際の項目・・・医療機関名、医師名、郵便番号、住所、連絡先（電話）、ホームページ、問合せ曜日・時間帯、診療対応できる曜日、初診までの待ち日数、対応できる連携エリア、特色、対応困難な病状
- 共有している機関・・・千葉県・市町村・保健所・産科医療機関等に配布
- 特徴・・・一覧のリストだけでなく、マッピングも併せて作成している

# ママのメンタルケアネットワークちば 連携マップ（精神科医療機関編）

：2021年（令和3年）9月1日現在



**20精神科医療機関  
(17診療所・3病院)**



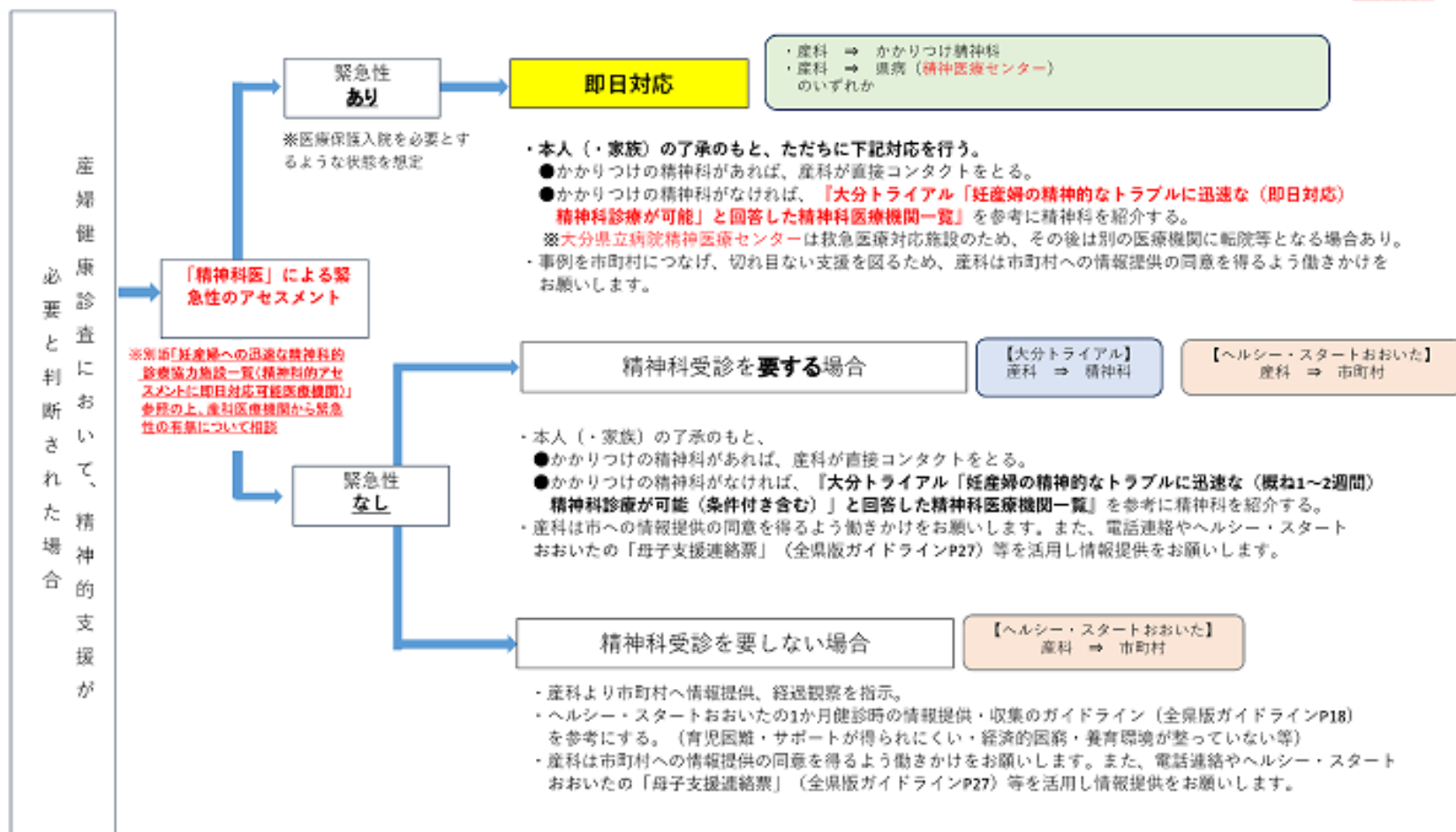
# 地域の医療体制の見える化・整備の事例

## フォロー体制図の事例

### (大分県の産婦健康診査後のフォロー体制図)

#### 産婦健康診査後のメンタルヘルスフォロー体制

R5.年3月改訂



参考文献：立花良之、「母親のメンタルヘルスサポートハンドブック 気づいて・つないで・支える多職種地域連携」（医歯薬出版）